

職業実践専門課程の基本情報について

学校名		設置認可年月日	校長名		所在地																						
森ノ宮医療学園専門学校		昭和48年3月1日	清水 尚道		〒537-0022 大阪府大阪市東成区中本4丁目1-8 (電話) 06-6976-6889																						
設置者名		設立認可年月日	代表者名		所在地																						
学校法人森ノ宮医療学園		昭和52年4月1日	清水 尚道		〒537-0022 大阪府大阪市東成区中本4丁目1-8 (電話) 06-6976-6889																						
分野	認定課程名	認定学科名			専門士	高度専門士																					
医療	医療専門課程	柔道整復学科(昼間部)			平成13年文部科学省 告示第25号	—																					
学科の目的	森ノ宮医療学園専門学校 柔道整復学科は、柔道整復師に必要な理論並びに技術の専門教育を行い、かつ医療人としての人格・教養をたかめ、もって社会の福祉と国民の健康の保持と増進に寄与することを目的としています。																										
認定年月日	平成26年3月31日																										
修業年限	昼夜	全課程の修了に必要な 総授業時数又は総単位数	講義	演習	実習	実験	実技																				
	3年 昼間							107単位	79単位	2単位	4単位	0単位	22単位														
生徒総定員		生徒実員	留学生数(生徒実員の内)	専任教員数	兼任教員数	総教員数																					
210人の内数		61人	0人	9人	49人	58人																					
学期制度	■前期:4月1日～9月30日 ■後期:10月1日～3月31日			成績評価	■成績表: 有 ■成績評価の基準・方法 試験等を総合的に評価し、絶対評価にて100点満点中60点以上を合格とします。																						
長期休み	■学年始:4月1日～4月7日 ■夏季:8月1日～8月25日 ■冬季:12月25日～1月7日 ■学年末:3月18日～3月31日			卒業・進級条件	卒業条件は、定められた全ての単位を修得し、卒業試験に合格のうえ、授業料等、定められた学納金を完納していることと定めています。進級条件は、原則、当該学年の教育課程における全ての単位を修得することと定めています。																						
学修支援等	■クラス担任制: 有 ■個別相談・指導等の対応 担任と当該学生とによる面談を積極的に行っています。場合によっては、学生同意の上で保護者あるいは事務職員を交えることもあります。			課外活動	■課外活動の種類 柔道整復師関連学会にて研究発表を行ったり、文化祭当日に学校近隣の清掃活動等を行ったりしています。																						
就職等の状況※2	■主な就職先、業界等(令和2年度卒業生) 病院、クリニック、整形外科			主な学修成果(資格・検定等) ※3	■サークル活動: 有 ■国家資格・検定/その他・民間検定等 (令和2年度卒業生に関する令和3年5月1日時点の情報)																						
	■就職指導内容 専任の職員による個別就職指導を在学中はもとより卒業後も随時行っています。毎年10月に本校にて開催している就職相談会は就職先とのマッチングの場として大いに活用されています。				<table border="1"> <thead> <tr> <th>資格・検定名</th> <th>種</th> <th>受験者数</th> <th>合格者数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>柔道整復師国家試験</td> <td>②</td> <td>15名</td> <td>10名</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>			資格・検定名	種	受験者数	合格者数	柔道整復師国家試験	②	15名	10名												
	資格・検定名	種	受験者数		合格者数																						
	柔道整復師国家試験	②	15名		10名																						
■卒業生数 15 人 ■就職希望者数 11 人 ■就職者数 8 人 ■就職率 72.72727273 % ■卒業生に占める就職者の割合 53.33333333 %			※種別の欄には、各資格・検定について、以下の①～③のいずれかに該当するか記載する。 ①国家資格・検定のうち、修了と同時に取得可能なもの ②国家資格・検定のうち、修了と同時に受験資格を取得するもの ③その他(民間検定等)																								
■その他 ・進学者数: 1人 ・〇〇〇〇〇			■自由記述欄 (例) 認定学科の学生・卒業生のコンテスト入賞状況等																								
中途退学の現状	■中途退学者 7名 令和2年4月1日時点において、在学者64名(令和2年4月1日入学者を含む) 令和3年3月31日時点において、在学者59名(令和3年3月31日卒業者を含む) ■中途退学の主な理由 進路変更			■中退率 11%																							
経済的支援制度	■学校独自の奨学金・授業料等減免制度: 有 本校に入学されるまでに、「日本の大学・短期大学を卒業された方」「本校指定の医療系国家資格を取得された方」「本学園(森ノ宮医療大学を含む)の在校生または卒業生となられた方」のいずれか一つの条件を満たされた方、または、柔道特別入試にて入学された方を対象に、本校独自の学費優遇制度を設けております。 ■専門実践教育訓練給付: 非給付対象																										
第三者による学校評価	■民間の評価機関等から第三者評価: 無																										

(留意事項)

1. 公表年月日(※1)

最新の公表年月日です。なお、認定課程においては、認定後1か月以内に本様式を公表するとともに、認定の翌年度以降、毎年度7月末を基準日として最新の情報を反映した内容を公表することが求められています。初回認定の場合は、認定を受けた日以降の日付を記入し、前回公表年月日は空欄としてください

2. 就職等の状況(※2)

「就職率」及び「卒業者に占める就職者の割合」については、「文部科学省における専修学校卒業生の「就職率」の取扱いについて(通知)(25文科生第596号)」に留意し、それぞれ、「大学・短期大学・高等専門学校及び専修学校卒業予定者の就職(内定)状況調査」又は「学校基本調査」における定義に従います。

(1)「大学・短期大学・高等専門学校及び専修学校卒業予定者の就職(内定)状況調査」における「就職率」の定義について

①「就職率」については、就職希望者に占める就職者の割合をいい、調査時点における就職者数を就職希望者で除したものをいいます。

②「就職希望者」とは、卒業年度中に就職活動を行い、大学等卒業後速やかに就職することを希望する者をいい、卒業後の進路として「進学」「自営業」「家事手伝い」「留年」「資格取得」などを希望する者を含みません。

③「就職者」とは、正規の職員(雇用契約期間が1年以上の非正規の職員として就職した者を含む)として最終的に就職した者(企業等から採用通知などが出された者)をいいます。

※「就職(内定)状況調査」における調査対象の抽出のための母集団となる学生等は、卒業年次に在籍している学生等とします。ただし、卒業の見込みのない者、休学中の者、留学生、聴講生、科目等履修生、研究生及び夜間部、医学科、歯学科、獣医学科、大学院、専攻科、別科の学生は除きます。

(2)「学校基本調査」における「卒業者に占める就職者の割合」の定義について

①「卒業者に占める就職者の割合」とは、全卒業生数のうち就職者総数の占める割合をいいます。

②「就職」とは給料、賃金、報酬その他経常的な収入を得る仕事に就くことをいいます。自家・自営業に就いた者は含めるが、家事手伝い、臨時的な仕事に就いた者は就職者とはしません(就職したが就職先が不明の者は就職者として扱う)。

(3)上記のほか、「就職者数(関連分野)」は、「学校基本調査」における「関連分野に就職した者」を記載します。また、「その他」の欄は、関連分野へのアルバイト者数や進

3. 主な学修成果(※3)

認定課程において取得目標とする資格・検定等状況について記載するものです。①国家資格・検定のうち、修了と同時に取得可能なもの、②国家資格・検定のうち、修了と同時に受験資格を取得するもの、③その他(民間検定等)の種別区分とともに、名称、受験者数及び合格者数を記載します。自由記述欄には、各認定学科における代表的な学修成果(例えば、認定学科の学生・卒業生のコンテスト入賞状況等)について記載します。

1. 「専攻分野に関する企業、団体等(以下「企業等」という。)との連携体制を確保して、授業科目の開設その他の教育課程の編成を行っていること。」関係

(1)教育課程の編成(授業科目の開設や授業内容・方法の改善・工夫等を含む。)における企業等との連携に関する基本方針

柔道整復師養成施設においては、柔道整復師学校養成施設指定規則等により、教員としての条件が他の専門課程より厳しく設定されていますが、本校は開校以来、医療現場で活躍する臨床経験豊富な医療人による授業の必要性について強く認識しており、教員条件を有する臨床家に、兼任教員として、特に実際の医療現場で求められている技能・知識あるいは様々な症例・患者への対応等を踏まえた学生への実践的な教育をお願いしています。毎年開催している職員会議には専任教員だけでなく、兼任教員にも出席していただき、授業内容や学生の状況等のご意見をいただいたうえで、学内で本校の教育方針との合致等の検討を行い、カリキュラムや学生指導に反映させています。以上のようなこれまでの状況に加えて、教育課程編成委員会の設置により、一層外部医療資格者との連携が行いやすくなったと考えています。今後も引き続き、多くの臨床家と連携を行い、実際の医療の現場が求める知識・技術・技能を把握した上で、より実践的な教育課程の編成ならびに教育内容の充実に目指していきたいと考えています。

(2)教育課程編成委員会等の位置付け

※教育課程の編成に関する意思決定の過程を明記

教育課程編成委員会規程等に規定の通り、専任の教学部門の責任者と、医療現場で臨床に従事する医療資格者とを構成員とする教育課程編成委員会は、組織上はいずれにも所属せず、独立した委員会として、医療現場が求める実践的かつ専門的な教育内容について自由な立場から協議し、本校の最高意思決定機関である学校運営会議へと提言する諮問機関という位置付けとなっています。このように、委員会の提言は本校の掲げる医療現場で活躍できる医療人の育成という目標を達成するための教育課程の編成に反映できる体制を整えています。

(3)教育課程編成委員会等の全委員の名簿

令和3年7月31日現在

名前	所属	任期	種別
川口 靖夫	大阪府柔道整復師会	令和3年4月1日～令和4年3月31日(1年)	①
根来 信也	根来接骨院	令和3年4月1日～令和4年3月31日(1年)	③
西村 信一	西村接骨針灸院	令和3年4月1日～令和4年3月31日(1年)	③
清水 尚道	森ノ宮医療学園専門学校	令和3年4月1日～令和4年3月31日(1年)	
松下 美穂	森ノ宮医療学園専門学校	令和3年4月1日～令和4年3月31日(1年)	
由良 拓巳	森ノ宮医療学園専門学校	令和3年4月1日～令和4年3月31日(1年)	
矢納 秀司	森ノ宮医療学園専門学校	令和3年4月1日～令和4年3月31日(1年)	

※委員の種別の欄には、企業等委員の場合には、委員の種別のうち以下の①～③のいずれに該当するか記載すること。(当該学校の教職員が学校側の委員として参画する場合には、種別の欄は空欄で構いません。)

- ①業界全体の動向や地域の産業振興に関する知見を有する業界団体、職能団体、地方公共団体等の役職員(1企業や関係施設の役職員は該当しません。)
- ②学会や学術機関等の有識者
- ③実務に関する知識、技術、技能について知見を有する企業や関係施設の役職員

(4)教育課程編成委員会等の年間開催数及び開催時期

(年間の開催数及び開催時期)  
毎年8月および翌年2月の年2回

(開催日時(実績))

第1回 令和2年10月30日(金)

第2回 令和3年3月31日(水)

0

(5)教育課程の編成への教育課程編成委員会等の意見の活用状況

開校当初より、学期ごとに開催している職員会議において、医療現場に従事する兼任教員から伺った意見を教育課程及び授業内容へ反映してきており、医療の現場や業界とともに教育課程を作り上げてきた実績は長年に及びます。特に実技・実習といった実際の医療現場で求められる技術や知識を養う授業において、豊富な経験と知識を活かした提言がなされており、例えば1年次の基礎柔道整復実技におけるシーネの作成と、それを使った骨折・脱臼等に対する固定法の指導などは、特に医療現場で必要とされる技術であることから、他校より実践的な内容としているなど、現場を熟知した医療人からの提言として活用しています。また、近年進んでいる学生の多様化に対しても、一人一人の個性を見極めた上で指導方針を立て、その情報を専任教員と共有するなど、兼任教員が医療人の先輩としての立場から学生指導にあたっているメリットを存分に発揮し、提言がなされてきています。

2. 「企業等と連携して、実習、実技、実験又は演習(以下「実習・演習等」という。)の授業を行っていること。」関係

(1) 実習・演習等における企業等との連携に関する基本方針

本校は開校以来、医療現場で活躍する臨床経験豊富な医療人による授業の必要性について強く認識しており、柔道整復師学校養成施設指定規則等に定められた教員条件を有する臨床家に、兼任教員として学生の指導をお願いしています。柔道整復師の養成については、卒業後に実際の医療現場で活躍できる人材を輩出することが重要であるため、これらの兼任教員には特に現場で求められる知識・技術の習得を目的として、実技・実習科目を担当していただいています。専任教員は基礎知識・基礎技術の教授、ならびに学生サポートに注力し、兼任教員に応用力を高める授業を依頼することで、医療現場のもとめる人材育成が可能となっており、その結果、病院、整骨院、クリニック等からの多くの求人件数に結びついています。

(2) 実習・演習等における企業等との連携内容

※授業内容や方法、実習・演習等の実施、及び生徒の学修成果の評価における連携内容を明記

事前に兼任教員と打ち合わせを行い、授業内容・評価方法等について、本校の方針に基づき、医療現場の状況に即した内容となっているかの確認・調整を行っています。実践的な知識・技術の教授を目的としているため、実際の現場で行われている治療等の最新情報を反映した授業内容を目指していますが、特に柔道整復業界は求められる知識や技術も幅広く、専門分野もそれぞれの柔道整復師によって異なるため、授業内容について偏りがないように注意しています。成績評価については、兼任教員は全員が教員条件を有していることから、単独で評価を実施しているが、専任教員と共に実技・実習・演習科目を担当する場合は、評価方法についての検討及び評価結果の決定に関して、専任教員と同様に参与していただいております。できるかぎり外部医療資格者としての意見を取り入れるようにしています。

(3) 具体的な連携の例※科目数については代表的な5科目について記載。		
科目名	科目概要	連携企業等
柔道整復学実技Ⅰ	臨床で比較的高頻度に見られる骨折、脱臼について、それぞれの整復法および固定について実践的に学ぶ。	関目病院
基礎柔道整復実技	柔道整復師に必要な基礎の固定法を修得し、臨床現場で軟部組織損傷の治療に際し行う包帯固定時の技術力を身につける。	たなべ鍼灸接骨院
柔道整復学実技Ⅱ	臨床で高頻度に見られる骨折、脱臼について、整復、固定を行う際に、自らリスク管理を行い、患者への対応、助手への指示が適切にできる能力を身につける。	整形外科ひろクリニック
柔道整復学各論Ⅱ	下肢の骨折について、それぞれの骨折の概念、特徴、基本的な鑑別法を学び、加えて後療にあたるための知識を得る。	西村接骨針灸院
3. 「企業等と連携して、教員に対し、専攻分野における実務に関する研修を組織的に行っていること。」関係		
(1) 推薦学科の教員に対する研修・研究(以下「研修等」という。)の基本方針 学校法人森ノ宮医療学園研修規程に基づき、計画的に教員を企業等と連携した研修に参加させています。同規程第3条3項に規定された学外研修により、実務に関する知識、技術、技能の修得を職場研修と合わせ向上させるものとしています。さらに、教員の資質を向上させるには、教育分野ばかりでなく、社会の動向や学校経営手法およびマネジメント能力の知識も必要と考え、研修を行っています。研修の参加にあたっては、法人本部が、所属長と協議の上、各教員の専攻分野はもちろん、教員として必要なその他の分野の知識を考慮し研修計画を定めています。研修計画は法人本部の承認を得た後、所属長を通じて該当教員に通知され、実際の研修への参加という流れになっています。研修後は研修結果の精査が行われ、次年度以降のより有効な研修の実施に向けた検証が行われます。		
(2) 研修等の実績		
① 専攻分野における実務に関する研修等		
研修名「日本柔道整復接骨医学会学術大会」(連携企業等:一般社団法人日本柔道整復接骨医学会) 期間:令和3年1月30日(土)～1月31日(日) 対象:教員 内容:臨床と学術の融合～Foot & Ankle ver.～		
② 指導力の修得・向上のための研修等		
研修名「全国柔道整復学校協会教員研修会」(連携企業等:公益社団法人全国柔道整復学校協会) 期間:令和元年8月24日(土)～8月25日(日) 対象:教員 内容:柔道整復が社会に果たす役割		
(3) 研修等の計画		
① 専攻分野における実務に関する研修等		
研修名「日本柔道整復接骨医学会学術大会」(連携企業等:一般社団法人日本柔道整復接骨医学会) 期間:令和3年11月13日(土)～11月14日(日) 対象:教員 内容:臨床と学術の融合～Knee ver.～		
② 指導力の修得・向上のための研修等		
研修名「全国柔道整復学校協会教員研修会」(連携企業等:公益社団法人全国柔道整復学校協会) 期間:令和3年11月27日(土)～11月28日(日) 対象:教員 内容:柔道整復が社会に果たす役割		

4. 「学校教育法施行規則第189条において準用する同規則第67条に定める評価を行い、その結果を公表していること。また、評価を行うに当たっては、当該専修学校の関係者として企業等の役員又は職員を参画させていること。」関係

(1) 学校関係者評価の基本方針

森ノ宮医療学園専門学校 学校関係者評価に関する自己点検・評価委員会規程施行細則に定めのある通り、本校における学校関係者として、校長、柔道整復師関連団体役員、本校卒業生、学生の保護者、高等学校校長あるいは経験者および校長の指名する者からそれぞれ選定し、学校関係者評価専門部会委員会として学校関係者評価を行っています。柔道整復業界に精通している委員のみならず、保護者や高等学校校長経験者を委員として選定していることで、幅広い議論・評価を行うことができ、評価結果は自己点検・評価委員会を経て、本校の最高意思決定機関である学校運営会議へと上申され、教育活動及び学校運営に反映されます。

(2) 「専修学校における学校評価ガイドライン」の項目との対応

ガイドラインの評価項目	学校が設定する評価項目
(1) 教育理念・目標	理念・目的・育成人材像は定められているか、他2項目
(2) 学校運営	理念・目的・育成人材像は定められているか、他2項目
(3) 教育活動	各学科の教育目標、育成人材像はその学科に対応する業界の人材
(4) 学修成果	就職率(卒業者就職率・求職者就職率・専門就職率)の向上が図られ
(5) 学生支援	就職に関する体制は整備されているか、他7項目
(6) 教育環境	設備・施設は、教育上の必要性に十分対応できるよう整備されている
(7) 学生の受入れ募集	学生募集活動は、適正に行われているか、他3項目
(8) 財務	中長期的に学校の財務基盤は安定しているといえるか、他3項目
(9) 法令等の遵守	法令、設置基準等の遵守と適正な運営がなされているか、他3項目
(10) 社会貢献・地域貢献	学校の教育資源や施設を活用した社会貢献を行っているか、他1項目
(11) 国際交流	(評価実施せず)

※(10)及び(11)については任意記載。

(3) 学校関係者評価結果の活用状況

医療資格者関連団体役員である委員から「解剖学や生理学、あるいは基礎的な柔道整復実技といった柔道整復師として当然求められる知識や技術の定着の為に、これまで行った授業全体の復習を行う時間を設けてはどうか」との意見を頂きましたので、定期試験実施後の1週間を、期間中に学んだことを再度概観し復習する内容で授業を行う事といたしました。

(4) 学校関係者評価委員会の全委員の名簿

令和〇年〇月〇日現在

名前	所属	任期	種別
廣野 敏明	大阪府鍼灸マッサージ師会	令和2年4月1日～令和4年3月31日(任期更新)	企業等委員
赤丸 敏行	なし	令和2年4月1日～令和4年3月31日(任期更新)	卒業生等
浜田 暁	森ノ宮医療学園校友会	令和2年4月1日～令和4年3月31日(任期更新)	PTA
老田 準司	なし	令和2年4月1日～令和4年3月31日(任期更新)	元教育関係者

※委員の種別の欄には、学校関係者評価委員として選出された理由となる属性を記載すること。

(例) 企業等委員、PTA、卒業生等

(5) 学校関係者評価結果の公表方法・公表時期

(ホームページ)

URL: <https://www.morinomiya.ac.jp/>

公表時期: 令和3年2月21日

5. 「企業等との連携及び協力の推進に資するため、企業等に対し、当該専修学校の教育活動その他の学校運営の状況に関する情報を提供していること。」関係

(1) 企業等の学校関係者に対する情報提供の基本方針

「専門学校における情報提供等への取組に関するガイドライン」の趣旨に基づいて、本校の教育活動の状況を広く周知することは、柔道整復師養成校としてのみならず、高等教育機関としての責務であると考え、本校Webページ、広報誌およびその他により、多岐にわたる情報を提供しています。

(2) 「専門学校における情報提供等への取組に関するガイドライン」の項目との対応

ガイドラインの項目	学校が設定する項目
(1) 学校の概要、目標及び計画	本校について、他
(2) 各学科等の教育	入学案内、学科紹介、コース紹介、カリキュラム紹介、他
(3) 教職員	講師紹介、他
(4) キャリア教育・実践的職業教育	学生サポート、他
(5) 様々な教育活動・教育環境	年間スケジュール、クラブ活動紹介、他
(6) 学生の生活支援	みどりの風クリニック/みどりの風鍼灸院、みどりの風保育園、他
(7) 学生納付金・修学支援	学費・奨学金、他
(8) 学校の財務	事業報告書、決算報告書、監査報告書、他
(9) 学校評価	自己点検・自己評価報告書、学校関係者評価報告書、他

(10)国際連携の状況	海外研修、他
(11)その他	はりきゅうミュージアム、研究活動報告、他

※(10)及び(11)については任意記載。

(3) 情報提供方法  
(ホームページ)  
URL.: <http://www.morinomiya.ac.jp/>

授業科目等の概要

(医療専門課程柔道整復学科(昼間部)) 令和3年度																
	分類			授業科目名	授業科目概要	配当年次・学期	授業時数	単位数	授業方法			場所		教員		企業等との連携
	必修	選択必修	自由選択						講義	演習	実験・実習・実技	校内	校外	専任	兼任	
1	○			心理学	医療の基礎となる心のはたらきと患者心理について理解する。	1前	36	2	○			○			○	
2	○			臨床心理学	前期の総論を基礎とし、人生プロセスを理解した上で、人生の各時期における代表的なストレス症状の原因から治療を知る。	1後	36	2	○			○			○	
3	○			社会学	国の社会保障制度、医療保険制度を学び、加えて療養費払い制度を学び、柔道整復師の社会的立場と求められる役割を理解する。	1前	36	2	○			○			○	
4	○			生物学	医療従事者として生体を理解するために、身体の構成成分である生体分子および細胞が営む生命現象について学ぶ。	1通	72	4	○			○			○	
5	○			英語	医療従事者に必要なコミュニケーション能力と、最低限必要な医学英語を身につける。	1後	36	2	○			○			○	
6	○			国語	活字に親しみ、国語の一般常識を深めつつ、読解力アップを目指す。古今東西の名文に親しむと共に、地元大阪に関する英語問題にも挑戦する。講義が中心であるが、実践力と想像力を培う国語の授業を作り上げていく。	1前	36	2	○			○			○	
7	○			解剖学Ⅰ	柔道整復師にとくに必要な解剖学(運動系)の基礎知識を習得して、身体のメカニズムを理解するとともに、施術の論理的理解を深める。	1通	76	3	○			○			○	
8	○			解剖学Ⅱ	人体を構成する器官の中でも、血管や内臓の構造・形態と機能を学び、加えて臨床との関係についても学習する。	1後	50	2	○			○			○	

9	○		解剖学Ⅲ	人体を構成する器官の中でも、内臓の構造・形態と機能を学び、加えて臨床との関係についても学習する。	2 前	26	1	○		○		○
10	○		神経解剖	人体を構成する器官の中でも、神経系の構造・形態と機能を学び、加えて臨床との関係についても学習する。	1 後	24	1	○		○		○
11	○		生理学Ⅰ	健康や病気を理解する上で必要な、ヒトの身体がどのような営みを行い、生命を維持しているのかを学ぶ。	1 前	52	2	○		○		○
12	○		生理学Ⅱ	健康や病気を理解する上で必要な、ヒトの身体の営み（機能）を学ぶ。とりわけ柔道整復師に必要な神経、筋肉の基本的機能、神経系の機能等は詳しく学ぶ。	1 後	24	1	○		○		○
13	○		生理学Ⅲ	健康や病気を理解する上で必要な、ヒトの身体の営み（機能）を学ぶ。とりわけ柔道整復師に必要な神経、筋肉の基本的機能、神経系の機能等は詳しく学ぶ。	2 前	52	2	○		○		○
14	○		生理学特論Ⅰ	一般的な生理学分野の知識をベースに、さらに高齢者に見られやすい特徴・変化について理解を深め習得する。	2 前	18	1	○		○		○
15	○		生理学特論Ⅱ	一般的な生理学分野の知識をベースに、さらに競技者に見られやすい特徴・変化について理解を深め習得する。	2 前	18	1	○		○		○
16	○		運動学	人体の骨格、筋、内臓などの身体の形態的特性や筋力特性を理解し、その力学的な相互関係によって起こる姿勢や動作などの身体運動について学ぶ。	2 後	24	1	○		○		○
17	○		病理学概論	細胞、組織、臓器などの形態の変化を観察することで、疾病の原因、経過、本態、ほかの疾病との鑑別、治療効果などについて詳しく学ぶ。	2 後	50	2	○		○		○
18	○		病理学演習	細胞、組織、臓器などの形態の変化を観察することで、疾病の原因、経過、本態、ほかの疾病との鑑別、治療効果などについて詳しく学ぶ。	3 前	26	1	○		○		○
19	○		外科学概論	現代医学の根幹をなす外科学の基本的知識を学ぶとともに、それを通じて医療現場で求められる優先順位をつける力や鑑別の重要性を理解する。	3 通	72	3	○		○		○
20	○		整形外科学	運動器の治療を行う柔道整復師にとって必要な「運動器全般の知識」すなわち整形外科全般について学ぶ。	2 後	24	1	○		○		○
21	○		整形外科診断学	運動器の治療を行う柔道整復師にとって必要な「運動器全般の知識」すなわち整形外科全般について学ぶ。	3 前	26	1	○		○		○
22	○		衛生学・公衆衛生学	疾病の治療・予防に衛生面からアプローチして健康を維持・増進させるために必要な、食事や労働など、ヒトを取り巻く環境について学ぶ。	2 前	52	2	○		○		○

23	○		衛生学・公衆衛生学特論	疾病の治療・予防に衛生面からアプローチして健康を維持・増進させるために必要な、食事や労働など、ヒトを取り巻く環境について学ぶ。	3後	20	1	○			○			○	
24	○		一般臨床医学	解剖学、生理学、病理学の知識をふまえ、疾患に対する知識と理解を深め、症状と所見から鑑別診断ができる能力を身につける。	3通	72	3	○			○			○	
25	○		リハビリテーション医学	リハビリテーションとは何かを学び、基本的な評価や訓練内容を説明、実践できるように学習する。また理学療法に加え、作業療法、言語療法の内容を理解する。	3通	72	3	○			○			○	
26	○		鑑別診断学	患者への接し方から始まり、施術の適否、疾患に対する鑑別や適切な治療法を確立できるような知識と技術を習得する。	3後	46	2	○			○			○	
27	○		医学史	柔道整復師が医療人として知っておくべき現代医学の歴史的背景を把握した上で、固有の医療である柔道整復術の歴史的展開について理解する。	1前	26	1	○			○			○	
28	○		関係法規	法の基本的概念とともに、柔道整復師に必要な法律知識を習得し、法的なものの考え方を身につけ、柔道整復師法を理解し、説明できる能力を身につける。	3前	26	1	○			○			○	
29	○		柔道Ⅰ	礼を重んじる柔道の習得を通して医療人としての人格を養うとともに、正しい柔道の技術を身につける過程で心身を鍛練し、健康な心身を維持することに努める。	1後	34	1				○	○		○	○
30	○		柔道Ⅱ	礼を重んじる柔道の習得を通して医療人としての人格を養うとともに、正しい柔道の技術を身につける過程で心身を鍛練し、健	2通	70	2				○	○		○	○
31	○		柔道Ⅲ	礼を重んじる柔道の習得を通して医療人としての人格を養うとともに、正しい柔道の技術を身につける過程で心身を鍛練し、健康な心身を維持することに努める。	3前	60	2				○	○		○	○
32	○		職業倫理	柔道整復師が当然備えておくべき医療人としての倫理観を学ぶ。	2前	18	1	○			○			○	
33	○		社会保障制度	保険者が保険給付を行う社会保険制度としての医療保険の基礎的知識および医療保険の適用事例を併せて学ぶ。	2前	18	1	○			○			○	
34	○		柔道整復学総論Ⅰ	柔道整復師の専門分野である柔道整復学のうち、骨損傷総論について学習し、骨折治療にあたるための基礎知識を身につける。	1前	52	2	○			○			○	
35	○		柔道整復学総論Ⅱ	柔道整復師の専門分野である柔道整復学のうち、骨損傷総論について学習し、骨折治療にあたるための基礎知識を身につける。	1前	52	2	○			○			○	
36	○		柔道整復学総論Ⅲ	柔道整復師の専門分野である柔道整復学のうち、脱臼・捻挫などの関節損傷ならびに筋損傷などの組織損傷について基礎知識を学ぶ。	1後	24	1	○			○			○	
37	○		柔道整復学特論Ⅰ	柔道整復師の専門分野である柔道整復学のうち、脱臼・捻挫などの関節損傷ならびに筋損傷などの組織損傷について基礎知識を学ぶ。	3通	72	3	○			○			○	

38	○		柔道整復学特論Ⅱ	柔道整復学のうち、とくに骨折、脱臼、軟部組織損傷に対する治療法の知識を学ぶ。また、実際に骨折治療にあたるための基礎知識を得る。	3前	26	1	○			○	○		
39	○		柔道整復学特論Ⅲ	柔道整復師として必要な保存療法の知識を習得する。	3前	26	1	○			○	○		
40	○		柔道整復学各論Ⅰ	上肢の骨折について、それぞれの骨折の概念、特徴、基本的な鑑別方法を習得する。	2通	76	3	○			○	○		
41	○		柔道整復学各論Ⅱ	下肢の骨折について、それぞれの骨折の概念、特徴、基本的な鑑別法を学び、加えて後療にあたるための知識を得る。	2通	76	3	○			○		○	○
42	○		柔道整復学応用講座Ⅰ	さまざまな上肢の骨折について、転位から整復法を考察し、固定法については実技を交えながら学習する。	3通	72	3	○			○	○		
43	○		柔道整復学応用講座Ⅱ	様々な下肢の骨折に対し、転位や特性を理解して徒手整復・固定の是非を判断し、具体的な整復・固定法を考え、実施する力を養う。	3後	46	2	○			○		○	
44	○		柔道整復学応用講座Ⅲ	主に四肢における脱臼、捻挫について、的確な診断と施術が行える知識と技術を習得する。	3後	20	1	○			○	○		
45	○		柔道整復学応用講座Ⅳ	さまざまな脱臼、捻挫について、必要に応じて専門医に委たり、あるいは自らの確かな施術を行える知識と技術を習得する。	3後	20	1	○			○	○		
46	○		柔道整復学応用講座Ⅴ	柔道整復に必要な単純X線像の読影力を身につけるとともに、CT、MRI、超音波の各検査についても、読影に必要な最低限の知識を身につける。	3後	20	1	○			○	○		
47	○		物理療法学特論	理学療法的な観点はもちろん、柔道整復師的な観点から物理療法を学び、実践できることを目指す。	2後	24	1	○			○	○		
48	○		臨床柔道整復学	柔道整復師が日常業務で患者を危険に晒さないために必要な能力を養い、外傷に類似した症例を示す症例の判別や外傷に潜んでいる危険な兆候を学ぶ。併せて超音波画像診断装置の理解を始めとする様々な医用画像についても学ぶ。	3前	52	2	○			○	○		
49	○		基礎柔道整復実技	柔道整復師に必要な基礎の固定法を修得し、臨床現場で軟部組織損傷の治療に際し行う包帯固定時の技術を身につける。	1通	90	3				○	○	○	○

50	○		柔道整復学実技Ⅰ	臨床で比較的高頻度にみられる骨折、脱臼について、それぞれの整復法および固定について実践的に学ぶ。	2通	90	3				○	○		○	○	○
51	○		柔道整復学実技Ⅱ	臨床で高頻度にみられる骨折、脱臼について、整復、固定を行う際に、自らリスク管理を行い、患者への対応、助手への指示が適切にできる能力を身につける。	3前	60	2				○	○		○	○	○
52	○		柔道整復学実技Ⅲ	頸部および上肢の外傷と整形外科的疾患に対して、鑑別し、各疾患の病態を理解し、適切な処置を行えるよう、的確な理学検査ができ、必要な検査を説明する力を養う。	2通	76	2				○	○		○		
53	○		柔道整復学実技Ⅳ	頸部および上肢の外傷と整形外科的疾患に対して、的確な理学検査を実施し、必要な検査を説明し、適切な治療法を選択できる力を養う。	2通	76	2				○	○			○	
54	○		柔道整復学実技Ⅴ	腰部および下肢の外傷と整形外科疾患に対し、鑑別をし、病態を理解し適切な処置を行えるよう、各種理学検査や検査法を必要に応じて行い、説明できる力を養う。	2通	76	2				○	○			○	
55	○		柔道整復学実技Ⅵ	科学的根拠に基づいた医療を展開できるようにするために、これまで学習してきた基礎医学と臨床系医学を包括的に学習する。また論理的な思考に基づいて鑑別・判断や施術ができるように臨床系医学の症状や所見について基礎医学的な観点から学び理解	3後	46	1				○	○		○		
56	○		柔道整復学応用実技Ⅰ	近年、問題意識が高まりつつある高齢者の外傷について学ぶ。高齢者外傷では、軽微な受傷機転や軽微な症状であっても、致命的な損傷を負っていることがある。また、損傷は軽微でも致命的になることが珍しくない。高齢者の外傷に対する注意点と、予防方法について学習する。	2後	18	1				○	○		○		
57	○		柔道整復学応用実技Ⅱ	競技者のサポートも近年では柔道整復師がその役割を担う事が多くなってきている。競技者が外傷を得た場合、一度の治療で完治せず何度も来院するようになることは競技者にとっても、柔道整復師にとっても望ましくない事である。この授業では治療・施術だけではなく、予防対策を学び実践で	2後	18	1				○	○		○		
58	○		臨床実習Ⅰ	柔道整復師が関わる可能性がある病院、整骨院、高齢者施設、スポーツ現場などで、どのような活動が行われているのか学び、また、そこで必要とされる評価技術、患者対応について学ぶ。	1通	45	1				○	○	○	○		
59	○		臨床実習Ⅱ	これまで履修した専門基礎分野・専門分野科目群で修得した知識をもとに、患者などの対象者との接触を通じて、対応能力と評価能力を向上させる。また、社会的マナーやTPOに応じたコミュニケーション能力を	2通	45	1				○	○	○	○		
60	○		臨床実習Ⅲ	これまで履修した専門基礎分野・専門分野科目群で修得した知識をもとに、患者などの対象者との接触を通じて、対応能力と評価能力を向上させる。また、接骨院で実施する評価を学ぶと共に治療に必要な固定法	2通	45	1				○	○	○	○		
61	○		臨床実習Ⅳ	これまで履修した医学、柔道整復学全般にわたる知識と技術、臨床評価実習で習得した評価の実践能力を駆使して治療計画をもとに、総合実習を実施する。臨床実習指導者の施術を見学、補助し、治療計画と治療	3通	45	1				○	○	○	○		
62	○		総合演習Ⅰ	医療人に求められる社会人マナーについてゼミ形式で学習する。また、医学を学び実践する者に必要な学習や課題への取り組み方を具体的に指導する。	1通	20	1				○	○		○	○	

63	○			総合演習Ⅱ	早期患者暴露と臨床実習の準備のため、附属クリニックでの見学実習を行う。事前に研修とレポート課題を課し、見学後には報告会を行い、職業意識を高める。	2 通	20	1		○	○	○	○
合計				63科目			2756単位時間(107単位)						

卒業要件及び履修方法		授業期間等	
卒業要件は、3年以上在学し、基礎分野14単位、専門基礎分野43単位、専門分野50単位の合計107単位を修得しなければならない。履修方法については、教育内容すべての科目が必修科目となっている。		1 学年の学期区分	2期
		1 学期の授業期間	20週

(留意事項)

- 1 一の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち二以上の方法の併用により行う場合については、主たる方法について○を付し、その他の方法について△を付すこと。
- 2 企業等との連携については、実施要項の3(3)の要件に該当する授業科目について○を付すこと。

職業実践専門課程の基本情報について

学校名		設置認可年月日	校長名		所在地																						
森ノ宮医療学園専門学校		昭和48年3月1日	清水 尚道		〒537-0022 大阪府大阪市東成区中本4丁目1-8 (電話) 06-6976-6889																						
設置者名		設立認可年月日	代表者名		所在地																						
学校法人森ノ宮医療学園		昭和52年4月1日	清水 尚道		〒537-0022 大阪府大阪市東成区中本4丁目1-8 (電話) 06-6976-6889																						
分野	認定課程名	認定学科名			専門士	高度専門士																					
医療	医療専門課程	柔道整復学科(昼間部選択コース)			平成13年文部科学省 告示第25号	—																					
学科の目的	森ノ宮医療学園専門学校 柔道整復学科は、柔道整復師に必要な理論並びに技術の専門教育を行い、かつ医療人としての人格・教養をたかめ、もって社会の福祉と国民の健康の保持と増進に寄与することを目的としています。																										
認定年月日	平成26年3月31日																										
修業年限	昼夜	全課程の修了に必要な 総授業時数又は総単位数	講義	演習	実習	実験	実技																				
	3 年 昼間							119単位	88単位	5単位	4単位	0単位	22単位														
生徒総定員		生徒実員	留学生数(生徒実員の内)	専任教員数	兼任教員数	総教員数																					
210人の内数		58名	0人	9人	49人	58人																					
学期制度	■前期:4月1日～9月30日 ■後期:10月1日～3月31日			成績評価	■成績表: 有 ■成績評価の基準・方法 試験等を総合的に評価し、絶対評価にて100点満点中60点以上を合格とします。																						
長期休み	■学年始:4月1日～4月7日 ■夏季:8月1日～8月25日 ■冬季:12月25日～1月7日 ■学年末:3月18日～3月31日			卒業・進級条件	卒業条件は、定められた全ての単位を修得し、卒業試験に合格のうえ、授業料等、定められた学納金を完納していることと定めています。進級条件は、原則、当該学年の教育課程における全ての単位を修得することと定めています。																						
学修支援等	■クラス担任制: 有 ■個別相談・指導等の対応 担任と当該学生とによる面談を積極的に行っています。場合によっては、学生同意の上で保護者あるいは事務職員を交えることもあります。			課外活動	■課外活動の種類 柔道整復師関連学会にて研究発表を行ったり、文化祭当日に学校近隣の清掃活動等を行ったりしています。 ■サークル活動: 有																						
就職等の状況※2	■主な就職先・業界等(令和2年度卒業生) 病院、クリニック、整形外科			主な学修成果(資格・検定等) ※3	■国家資格・検定/その他・民間検定等 (令和2年度卒業者に関する令和3年5月1日時点の情報)																						
	■就職指導内容 専任の職員による個別就職指導を在学中はもとより卒業後も随時行っています。毎年10月に本校にて開催している就職相談会は就職先とのマッチングの場として大いに活用されています。				<table border="1"> <thead> <tr> <th>資格・検定名</th> <th>種</th> <th>受験者数</th> <th>合格者数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>柔道整復師国家試験</td> <td>②</td> <td>24名</td> <td>17名</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>			資格・検定名	種	受験者数	合格者数	柔道整復師国家試験	②	24名	17名												
	資格・検定名	種	受験者数		合格者数																						
	柔道整復師国家試験	②	24名		17名																						
■卒業者数 24 人 ■就職希望者数 22 人 ■就職者数 18 人 ■就職率 81.818182 % ■卒業者に占める就職者の割合 : 75 %			※種別の欄には、各資格・検定について、以下の①～③のいずれかに該当するか記載する。 ①国家資格・検定のうち、修了と同時に取得可能なもの ②国家資格・検定のうち、修了と同時に受験資格を取得するもの ③その他(民間検定等)																								
■その他 ・進学者数: 0人 ・〇〇〇〇〇			■自由記述欄 (例)認定学科の学生・卒業生のコンテスト入賞状況等																								
中途退学の現状	■中途退学者 2名 ■中退率 4% 令和2年4月1日時点において、在学者54名(令和2年4月1日入学者を含む) 令和3年3月31日時点において、在学者53名(令和3年3月31日卒業者を含む)			■中途退学の主な理由 進路変更																							
	■中退防止・中退者支援のための取組 担任による積極的な面談に加えて、学業不振者に対して課外ゼミや個別指導等を随時行っています。教員間で学生に関する情報を共有し、長期欠席者等への早期対応を図っています。																										
経済的支援制度	■学校独自の奨学金・授業料等減免制度: 有 本校に入学されるまでに、「日本の大学・短期大学を卒業された方」「本校指定の医療系国家資格を取得された方」「本学園(森ノ宮医療大学を含む)の在校生または卒業生となられた方」のいずれか一つの条件を満たされた方、または、柔道特別入試にて入学された方をを対象に、本校独自の学費優遇制度を設けております。 ■専門実践教育訓練給付: 非給付対象																										
第三者による学校評価	■民間の評価機関等から第三者評価: 無																										

(留意事項)

1. 公表年月日(※1)

最新の公表年月日です。なお、認定課程においては、認定後1か月以内に本様式を公表するとともに、認定の翌年度以降、毎年度7月末を基準日として最新の情報を反映した内容を公表することが求められています。初回認定の場合は、認定を受けた日以降の日付を記入し、前回公表年月日は空欄としてください

2. 就職等の状況(※2)

「就職率」及び「卒業者に占める就職者の割合」については、「文部科学省における専修学校卒業生の「就職率」の取扱いについて(通知)(25文科生第596号)」に留意し、それぞれ、「大学・短期大学・高等専門学校及び専修学校卒業予定者の就職(内定)状況調査」又は「学校基本調査」における定義に従います。

(1)「大学・短期大学・高等専門学校及び専修学校卒業予定者の就職(内定)状況調査」における「就職率」の定義について

①「就職率」については、就職希望者に占める就職者の割合をいい、調査時点における就職者数を就職希望者で除いたものをいいます。

②「就職希望者」とは、卒業年度中に就職活動を行い、大学等卒業後速やかに就職することを希望する者をいい、卒業後の進路として「進学」「自営業」「家事手伝い」「留年」「資格取得」などを希望する者を含みません。

③「就職者」とは、正規の職員(雇用契約期間が1年以上の非正規の職員として就職した者を含む)として最終的に就職した者(企業等から採用通知などが出された者)をいいます。

※「就職(内定)状況調査」における調査対象の抽出のための母集団となる学生等は、卒業年次に在籍している学生等とします。ただし、卒業の見込みのない者、休学中の者、留学生、聴講生、科目等履修生、研究生及び夜間部、医学科、歯学科、獣医学科、大学院、専攻科、別科の学生は除きます。

(2)「学校基本調査」における「卒業者に占める就職者の割合」の定義について

①「卒業者に占める就職者の割合」とは、全卒業生数のうち就職者総数の占める割合をいいます。

②「就職」とは給料、賃金、報酬その他経常的な収入を得る仕事に就くことをいいます。自家・自営業に就いた者は含めるが、家事手伝い、臨時的な仕事に就いた者は就職者とはしません(就職したが就職先が不明の者は就職者として扱う)。

(3)上記のほか、「就職者数(関連分野)」は、「学校基本調査」における「関連分野に就職した者」を記載します。また、「その他」の欄は、関連分野へのアルバイト者数や進

3. 主な学修成果(※3)

認定課程において取得目標とする資格・検定等状況について記載するものです。①国家資格・検定のうち、修了と同時に取得可能なもの、②国家資格・検定のうち、修了と同時に受験資格を取得するもの、③その他(民間検定等)の種別区分とともに、名称、受験者数及び合格者数を記載します。自由記述欄には、各認定学科における代表的な学修成果(例えば、認定学科の学生・卒業生のコンテスト入賞状況等)について記載します。

1.「専攻分野に関する企業、団体等(以下「企業等」という。)との連携体制を確保して、授業科目の開設その他の教育課程の編成を行っていること。」関係

(1)教育課程の編成(授業科目の開設や授業内容・方法の改善・工夫等を含む。)における企業等との連携に関する基本方針

柔道整復師養成施設においては、柔道整復師学校養成施設指定規則等により、教員としての条件が他の専門課程より厳しく設定されていますが、本校は開校以来、医療現場で活躍する臨床経験豊富な医療人による授業の必要性について強く認識しており、教員条件を有する臨床家に、兼任教員として、特に実際の医療現場で求められている技能・知識あるいは様々な症例・患者への対応等を踏まえた学生への実践的な教育をお願いしています。毎年開催している職員会議には専任教員だけでなく、兼任教員にも出席していただき、授業内容や学生の状況等のご意見をいただいたうえで、学内で本校の教育方針との合致等の検討を行い、カリキュラムや学生指導に反映させています。以上のようなこれまでの状況に加えて、教育課程編成委員会の設置により、一層外部医療資格者との連携が行いやすくなったと考えています。今後も引き続き、多くの臨床家と連携を行い、実際の医療の現場が求める知識・技術・技能を把握した上で、より実践的な教育課程の編成ならびに教育内容の充実を目指していきたくと考えています。

(2)教育課程編成委員会等の位置付け

※教育課程の編成に関する意思決定の過程を明記

教育課程編成委員会規程等に規定の通り、専任の教学部門の責任者と、医療現場で臨床に従事する医療資格者とを構成員とする教育課程編成委員会は、組織上はいずれにも所属せず、独立した委員会として、医療現場が求める実践的かつ専門的な教育内容について自由な立場から協議し、本校の最高意思決定機関である学校運営会議へと提言する諮問機関という位置付けとなっています。このように、委員会の提言は本校の掲げる医療現場で活躍できる医療人の育成という目標を達成するための教育課程の編成に反映できる体制を整えています。

(3)教育課程編成委員会等の全委員の名簿

令和3年7月31日現在

名前	所属	任期	種別
川口 靖夫	大阪府柔道整復師会	令和3年4月1日～令和4年3月31日(1年)	①
根来 信也	根来接骨院	令和3年4月1日～令和4年3月31日(1年)	③
西村 信一	西村接骨針灸院	令和3年4月1日～令和4年3月31日(1年)	③
清水 尚道	森ノ宮医療学園専門学校	令和3年4月1日～令和4年3月31日(1年)	
松下 美穂	森ノ宮医療学園専門学校	令和3年4月1日～令和4年3月31日(1年)	
由良 拓巳	森ノ宮医療学園専門学校	令和3年4月1日～令和4年3月31日(1年)	
矢納 秀司	森ノ宮医療学園専門学校	令和3年4月1日～令和4年3月31日(1年)	

※委員の種別の欄には、**企業等委員の場合には、委員の種別のうち以下の①～③のいずれに該当するか記載すること。(当該学校の教職員が学校側の委員として参画する場合には、種別の欄は空欄で構いません。)**

- ①業界全体の動向や地域の産業振興に関する知見を有する業界団体、職能団体、地方公共団体等の役職員(1企業や関係施設の役職員は該当しません。)
- ②学会や学術機関等の有識者
- ③実務に関する知識、技術、技能について知見を有する企業や関係施設の役職員

(4)教育課程編成委員会等の年間開催数及び開催時期

(年間の開催数及び開催時期)

毎年8月および翌年2月の年2回

(開催日時(実績))

第1回 令和2年10月30日(金)

第2回 令和3年3月31日(水)

0

(5)教育課程の編成への教育課程編成委員会等の意見の活用状況

開校当初より、学期ごとに開催している職員会議において、医療現場に従事する兼任教員から伺った意見を教育課程及び授業内容へ反映してきており、医療の現場や業界とともに教育課程を作り上げてきた実績は長年に及びます。特に実技・実習といった実際の医療現場で求められる技術や知識を養う授業において、豊富な経験と知識を活かした提言がなされており、例えば1年次の基礎柔道整復実技におけるシーネの作成と、それを使った骨折・脱臼等に対する固定法の指導などは、特に医療現場で必要とされる技術であることから、他校より実践的な内容としているなど、現場を熟知した医療人からの提言として活用しています。また、近年進んでいる学生の多様化に対しても、一人一人の個性を見極めた上で指導方針を立て、その情報を専任教員と共有するなど、兼任教員が医療人の先輩としての立場から学生指導にあたっているメリットを十分に発揮した提言がなされています。

## 2. 「企業等と連携して、実習、実技、実験又は演習（以下「実習・演習等」という。）の授業を行っていること。」関係

### (1) 実習・演習等における企業等との連携に関する基本方針

本校は開校以来、医療現場で活躍する臨床経験豊富な医療人による授業の必要性について強く認識しており、柔道整復師学校養成施設指定規則等に定められた教員条件を有する臨床家に、兼任教員として学生の指導をお願いしています。柔道整復師の養成については、卒業後に実際の医療現場で活躍できる人材を輩出することが重要であるため、これらの兼任教員には特に現場で求められる知識・技術の習得を目的として、実技・実習科目を担当していただいています。専任教員は基礎知識・基礎技術の教授、ならびに学生サポートに注力し、兼任教員に応用力を高める授業を依頼することで、医療現場のもとめる人材育成が可能となっており、その結果、病院、整骨院、クリニック等からの多くの求人情数に結びついています。

### (2) 実習・演習等における企業等との連携内容

※授業内容や方法、実習・演習等の実施、及び生徒の学修成果の評価における連携内容を明記

事前に兼任教員と打ち合わせを行い、授業内容・評価方法等について、本校の方針に基づき、医療現場の状況に即した内容となっているかの確認・調整を行っています。実践的な知識・技術の教授を目的としているため、実際の現場で行われている治療法等の最新情報を反映した授業内容を目指していますが、特に柔道整復業界は求められる知識や技術も幅広く、専門分野もそれぞれの柔道整復師によって異なるため、授業内容について偏りがないように注意しています。成績評価については、兼任教員は全員が教員条件を有していることから、単独で評価を実施しているが、専任教員と共に実技・実習・演習科目を担当する場合は、評価方法についての検討及び評価結果の決定に関して、専任教員と同様に関与していただいております。できるかぎり外部医療資格者としての意見を取り入れるようにしています。

(3) 具体的な連携の例※科目数については代表的な5科目について記載。		
科目名	科目概要	連携企業等
柔道整復学実技Ⅰ	臨床で比較的高頻度に見られる骨折、脱臼について、それぞれの整復法および固定について実践的に学ぶ。	関目病院
基礎柔道整復実技	柔道整復師に必要な基礎の固定法を修得し、臨床現場で軟部組織損傷の治療に際し行う包帯固定時の技術力を身につける。	たなべ鍼灸接骨院
柔道整復学実技Ⅱ	臨床で高頻度に見られる骨折、脱臼について、整復、固定を行う際に、自らリスク管理を行い、患者への対応、助手への指示が適切にできる能力を身につける。	整形外科ひろクリニック

3. 「企業等と連携して、教員に対し、専攻分野における実務に関する研修を組織的に行っていること。」関係

(1) 推薦学科の教員に対する研修・研究(以下「研修等」という。)の基本方針  
 学校法人森ノ宮医療学園研修規程に基づき、計画的に教員を企業等と連携した研修に参加させています。同規程第3条3項に規定された学外研修により、実務に関する知識、技術、技能の修得を職場研修と合わせ向上させるものとしています。さらに、教員の資質を向上させるには、教育分野ばかりでなく、社会の動向や学校経営手法およびマネジメント能力の知識も必要と考え、研修を行っています。研修の参加にあたっては、法人本部が、所属長と協議の上、各教員の専攻分野はもちろん、教員として必要なその他の分野の知識を考慮し研修計画を定めています。研修計画は法人本部の承認を得た後、所属長を通じて該当教員に通知され、実際の研修への参加という流れになっています。研修後は研修結果の精査が行われ、次年度以降のより有効な研修の実施に向けた検証が行われます。

(2) 研修等の実績

① 専攻分野における実務に関する研修等

研修名「日本柔道整復接骨医学会学術大会」(連携企業等:一般社団法人日本柔道整復接骨医学会)  
 期間:令和3年1月30日(土)～1月31日(日) 対象:教員  
 内容:臨床と学術の融合～Foot & Ankle ver.～

② 指導力の修得・向上のための研修等

研修名「全国柔道整復学校協会教員研修会」(連携企業等:公益社団法人全国柔道整復学校協会)  
 期間:令和元年8月24日(土)～8月25日(日) 対象:教員  
 内容:柔道整復が社会に果たす役割

(3) 研修等の計画

① 専攻分野における実務に関する研修等

研修名「日本柔道整復接骨医学会学術大会」(連携企業等:一般社団法人日本柔道整復接骨医学会)  
 期間:令和3年11月13日(土)～11月14日(日) 対象:教員  
 内容:臨床と学術の融合～Knee ver.～

② 指導力の修得・向上のための研修等

研修名「全国柔道整復学校協会教員研修会」(連携企業等:公益社団法人全国柔道整復学校協会)  
 期間:令和3年11月27日(土)～11月28日(日) 対象:教員  
 内容:柔道整復が社会に果たす役割

4. 「学校教育法施行規則第189条において準用する同規則第67条に定める評価を行い、その結果を公表していること。また、評価を行うに当たっては、当該専修学校の関係者として企業等の役員又は職員を参画させていること。」関係

(1) 学校関係者評価の基本方針

森ノ宮医療学園専門学校 学校関係者評価に関する自己点検・評価委員会規程施行細則に定めのある通り、本校における学校関係者として、校長、柔道整復師関連団体役員、本校卒業生、学生の保護者、高等学校校長あるいは経験者および校長の指名する者からそれぞれ選定し、学校関係者評価専門部会委員会として学校関係者評価を行っています。柔道整復業界に精通している委員のみならず、保護者や高等学校校長経験者を委員として選定していることで、幅広い議論・評価を行うことができ、評価結果は自己点検・評価委員会を経て、本校の最高意思決定機関である学校運営会議へと上申され、教育活動及び学校運営に反映されます。

(2) 「専修学校における学校評価ガイドライン」の項目との対応

ガイドラインの評価項目	学校が設定する評価項目
(1) 教育理念・目標	理念・目的・育成人材像は定められているか、他2項目
(2) 学校運営	理念・目的・育成人材像は定められているか、他2項目
(3) 教育活動	各学科の教育目標、育成人材像はその学科に対応する業界の人材
(4) 学修成果	就職率(卒業者就職率・求職者就職率・専門就職率)の向上が図られ
(5) 学生支援	就職に関する体制は整備されているか、他7項目
(6) 教育環境	設備・施設は、教育上の必要性に十分対応できるよう整備されている
(7) 学生の受入れ募集	学生募集活動は、適正に行われているか、他3項目
(8) 財務	中長期的に学校の財務基盤は安定しているといえるか、他3項目
(9) 法令等の遵守	法令、設置基準等の遵守と適正な運営がなされているか、他3項目
(10) 社会貢献・地域貢献	学校の教育資源や施設を活用した社会貢献を行っているか、他1項目
(11) 国際交流	(評価実施せず)

※(10)及び(11)については任意記載。

(3) 学校関係者評価結果の活用状況

医療資格者関連団体役員である委員から「解剖学や生理学、あるいは基礎的な柔道整復実技といった柔道整復師として当然求められる知識や技術の定着の為に、これまで行った授業全体の復習を行う時間を設けてはどうか」との意見を頂きましたので、定期試験実施後の1週間を、期間中に学んだことを再度概観し復習する内容で授業を行う事といたしました。

(4) 学校関係者評価委員会の全委員の名簿

令和〇年〇月〇日現在

名前	所属	任期	種別
廣野 敏明	大阪府鍼灸マッサージ師会	令和2年4月1日～令和4年3月31日(任期更新)	企業等委員
赤丸 敏行	なし	令和2年4月1日～令和4年3月31日(任期更新)	卒業生等
浜田 暁	森ノ宮医療学園校友会	令和2年4月1日～令和4年3月31日(任期更新)	PTA
老田 準司	なし	令和2年4月1日～令和4年3月31日(任期更新)	元教育関係者

※委員の種別の欄には、学校関係者評価委員として選出された理由となる属性を記載すること。

(例)企業等委員、PTA、卒業生等

(5) 学校関係者評価結果の公表方法・公表時期

(ホームページ)

URL: <https://www.morinomiya.ac.jp/>

公表時期: 令和3年2月21日

5. 「企業等との連携及び協力の推進に資するため、企業等に対し、当該専修学校の教育活動その他の学校運営の状況に関する情報を提供していること。」関係

(1) 企業等の学校関係者に対する情報提供の基本方針

「専門学校における情報提供等への取組に関するガイドライン」の趣旨に基づいて、本校の教育活動の状況を広く周知することは、柔道整復師養成校としてのみならず、高等教育機関としての責務であると考え、本校Webページ、広報誌およびその他により、多岐にわたる情報を提供しています。

(2) 「専門学校における情報提供等への取組に関するガイドライン」の項目との対応

ガイドラインの項目	学校が設定する項目
(1) 学校の概要、目標及び計画	本校について、他
(2) 各学科等の教育	入学案内、学科紹介、コース紹介、カリキュラム紹介、他
(3) 教職員	講師紹介、他
(4) キャリア教育・実践的職業教育	学生サポート、他
(5) 様々な教育活動・教育環境	年間スケジュール、クラブ活動紹介、他
(6) 学生の生活支援	みどりの風クリニック/みどりの風鍼灸院、みどりの風保育園、他
(7) 学生納付金・修学支援	学費・奨学金、他
(8) 学校の財務	事業報告書、決算報告書、監査報告書、他

(9)学校評価	自己点検・自己評価報告書、学校関係者評価報告書、他
(10)国際連携の状況	海外研修、他
(11)その他	はりきゅうミュージアム、研究活動報告、他

※(10)及び(11)については任意記載。

(3)情報提供方法  
(ホームページ)

URL.: <http://www.morinomiya.ac.jp/>

授業科目等の概要

(医療専門課程柔道整復学科(昼間部選択コース)) 令和3年度																
	分類			授業科目名	授業科目概要	配当年次・学期	授業時数	単位数	授業方法			場所		教員		企業等との連携
	必修	選択必修	自由選択						講義	演習	実験・実習・実技	校内	校外	専任	兼任	
1	○			心理学	医療の基礎となる心のはたらきと患者心理について理解する。	1前	36	2	○			○			○	
2	○			臨床心理学	前期の総論を基礎とし、人生プロセスを理解した上で、人生の各時期における代表的なストレス症状の原因から治療を知る。	1後	36	2	○			○			○	
3	○			社会学	国の社会保障制度、医療保険制度を学び、加えて療養費払い制度を学び、柔道整復師の社会的立場と求められる役割を理解する。	1前	36	2	○			○			○	
4	○			生物学	医療従事者として生体を理解するために、身体の構成成分である生体分子および細胞が営む生命現象について学ぶ。	1通	72	4	○			○			○	
5	○			英語	医療従事者に必要なコミュニケーション能力と、最低限必要な医学英語を身につける。	1後	36	2	○			○			○	
6	○			国語	活字に親しみ、国語の一般常識を深めつつ、読解力アップを目指す。古今東西の名文に親しむと共に、地元大阪に関する英語問題にも挑戦する。講義が中心であるが、実践力と想像力を培う国語の授業を作り上げていく。	1前	36	2	○			○			○	
7	○			解剖学Ⅰ	柔道整復師にとくに必要な解剖学(運動系)の基礎知識を習得して、身体のメカニズムを理解するとともに、施術の論理的理解を深める。	1通	76	3	○			○			○	
8	○			解剖学Ⅱ	人体を構成する器官の中でも、血管や内臓の構造・形態と機能を学び、加えて臨床との関係についても学習する。	1後	50	2	○			○			○	

9	○		解剖学Ⅲ	人体を構成する器官の中でも、内臓の構造・形態と機能を学び、加えて臨床との関係についても学習する。	2 前	26	1	○		○		○
10	○		神経解剖	人体を構成する器官の中でも、神経系の構造・形態と機能を学び、加えて臨床との関係についても学習する。	1 後	24	1	○		○		○
11	○		生理学	健康や病気を理解する上で必要な、ヒトの身体がどのような営みを行い、生命を維持しているのかを学ぶ。	1 通	76	3	○		○		○
12	○		生理学特論Ⅰ	一般的な生理学分野の知識をベースに、さらに高齢者に見られやすい特徴・変化について理解を深め習得する。	2 前	18	1	○		○		○
13	○		生理学特論Ⅱ	一般的な生理学分野の知識をベースに、さらに競技者に見られやすい特徴・変化について理解を深め習得する。	2 前	18	1	○		○		○
14	○		運動学	人体の骨格、筋、内臓などの身体の形態的特性や筋力的特性を理解し、その力学的な相互関係によって起こる姿勢や動作などの身体運動について学ぶ。	2 通	76	3	○		○		○
15	○		病理学概論	細胞、組織、臓器などの形態の変化を観察することで、疾病の原因、経過、本態、ほかの疾病との鑑別、治療効果などについて詳しく学ぶ。	2 後	24	1	○		○		○
16	○		病理学演習	細胞、組織、臓器などの形態の変化を観察することで、疾病の原因、経過、本態、ほかの疾病との鑑別、治療効果などについて詳しく学ぶ。	3 前	26	1	○		○		○
17	○		外科学概論	現代医学の根幹をなす外科学の基本的知識を学ぶとともに、それを通じて医療現場で求められる優先順位をつける力や鑑別の重要性を理解する。	3 通	72	3	○		○		○
18	○		整形外科学	運動器の治療を行う柔道整復師にとって必要な「運動器全般の知識」すなわち整形外科全般について学ぶ。	2 後	24	1	○		○		○
19	○		整形外科診断学	運動器の治療を行う柔道整復師にとって必要な「運動器全般の知識」すなわち整形外科全般について学ぶ。	3 前	26	1	○		○		○
20	○		衛生学・公衆衛生学	疾病の治療・予防に衛生面からアプローチして健康を維持・増進させるために必要な、食事や労働など、ヒトを取り巻く環境について学ぶ。	2 前	52	2	○		○		○
21	○		衛生学・公衆衛生学特論	疾病の治療・予防に衛生面からアプローチして健康を維持・増進させるために必要な、食事や労働など、ヒトを取り巻く環境について学ぶ。	3 後	20	1	○		○		○
22	○		一般臨床医学	解剖学、生理学、病理学の知識をふまえ、疾患に対する知識と理解を深め、症状と所見から鑑別診断ができる能力を身につけ	3 通	72	3	○		○		○

23	○		リハビリテーション医学	リハビリテーションとは何かを学び、基本的な評価や訓練内容を説明、実践できるよう学習する。また理学療法に加え、作業療法、言語療法の内容を理解する。	3通	72	3	○			○			○
24	○		鑑別診断学	患者への接し方から始まり、施術の適否、疾患に対する鑑別や適切な治療法を確立できるような知識と技術を習得する。	3後	46	2	○			○			○
25	○		医学史	柔道整復師が医療人として知っておくべき現代医学の歴史的背景を把握した上で、固有の医療である柔道整復術の歴史的展開について理解する。	1前	26	1	○			○			○
26	○		関係法規	法の基本的概念とともに、柔道整復師に必要な法律知識を習得し、法的なものの考え方を身につけ、柔道整復師法を理解し、説明できる能力を身につける。	3前	26	1	○			○			○
27	○		柔道Ⅰ	礼を重んじる柔道の習得を通して医療人としての人格を養うとともに、正しい柔道の技術を身につける過程で心身を鍛練し、健康な心身を維持することに努める。	1後	34	1				○	○		○
28	○		柔道Ⅱ	礼を重んじる柔道の習得を通して医療人としての人格を養うとともに、正しい柔道の技術を身につける過程で心身を鍛練し、健	2通	70	2				○	○		○
29	○		柔道Ⅲ	礼を重んじる柔道の習得を通して医療人としての人格を養うとともに、正しい柔道の技術を身につける過程で心身を鍛練し、健康な心身を維持することに努める。	3前	60	2				○	○		○
30	○		職業倫理	柔道整復師が当然備えておくべき医療人としての倫理観を学ぶ。	2前	18	1	○			○			○
31	○		社会保障制度	保険者が保険給付を行う社会保険制度としての医療保険の基礎的知識および医療保険の適用事例を併せて学ぶ。	2前	18	1	○			○			○
32	○		柔道整復学総論Ⅰ	柔道整復師の専門分野である柔道整復学のうち、骨損傷総論について学習し、骨折治療にあたるための基礎知識を身につける。	1前	52	2	○			○			○
33	○		柔道整復学総論Ⅱ	柔道整復師の専門分野である柔道整復学のうち、骨損傷総論について学習し、骨折治療にあたるための基礎知識を身につける。	1前	52	2	○			○			○
34	○		柔道整復学総論Ⅲ	柔道整復師の専門分野である柔道整復学のうち、脱臼・捻挫などの関節損傷ならびに筋損傷などの組織損傷について基礎知識を学ぶ。	1後	24	1	○			○			○
35	○		柔道整復学総論Ⅳ	内分泌系の機能、生殖の生理学、骨の生理学の範囲について教科書を中心に、基礎的なものから柔道整復師の業務の中で役に立つこと、必要な事項に関しては特に詳細に	2通	76	3	○						
36	○		柔道整復学特論Ⅰ	柔道整復師の専門分野である柔道整復学のうち、脱臼・捻挫などの関節損傷ならびに筋損傷などの組織損傷について基礎知識を学ぶ。	3通	72	3	○			○			○
37	○		柔道整復学特論Ⅱ	柔道整復学のうち、とくに骨折、脱臼、軟部組織損傷に対する治療法の知識を学ぶ。また、実際に骨折治療にあたるための基礎知識を得る。	3前	26	1	○			○			○

38	○		柔道整復学特論Ⅲ	柔道整復師として必要な保存療法の知識を習得する。	3前	26	1	○			○	○					
39	○		柔道整復学各論Ⅰ	上肢の骨折について、それぞれの骨折の概念、特徴、基本的な鑑別方法を習得する。	2通	76	3	○			○	○					
40	○		柔道整復学各論Ⅱ	下肢の骨折について、それぞれの骨折の概念、特徴、基本的な鑑別法を学び、加えて後療にあたるための知識を得る。	2通	76	3	○			○				○		
41	○		柔道整復学応用講座Ⅰ	さまざまな上肢の骨折について、転位から整復法を考察し、固定法については実技を交えながら学習する。	3後	46	2	○			○	○					
42	○		柔道整復学応用講座Ⅱ	様々な下肢の骨折に対し、転位や特性を理解して徒手整復・固定の是非を判断し、具体的な整復・固定法を考え、実施する力を養う。	3後	46	2	○			○				○		
43	○		柔道整復学応用講座Ⅲ	主に四肢における脱臼、捻挫について、的確な診断と施術が行える知識と技術を習得する。	3後	20	1	○			○	○					
44	○		柔道整復学応用講座Ⅳ	さまざまな脱臼、捻挫について、必要に応じて専門医に委たり、あるいは自らの確かな施術を行える知識と技術を習得する。	3後	46	2	○			○	○					
45	○		柔道整復学応用講座Ⅴ	柔道整復に必要な単純X線像の読影力を身につけるとともに、CT、MRI、超音波の各検査についても、読影に必要な最低限の知識を身につける。	3後	20	1	○			○	○					
46	○		物理療法学特論	理学療法的な観点はもちろん、柔道整復師的な観点から物理療法を学び、実践できることを目指す。	2後	24	1	○			○	○					
47	○		臨床柔道整復学	柔道整復師が日常業務で患者を危険に晒さないために必要な能力を養い、外傷に類似した症例を示す症例の判別や外傷に潜んでいる危険な兆候を学ぶ。併せて超音波画像診断装置の理解を始めとする様々な医用画像についても学ぶ。	3前	52	2	○			○	○					
48	○		基礎柔道整復実技	柔道整復師に必要な基礎の固定法を修得し、臨床現場で軟部組織損傷の治療に際し行う包帯固定時の技術を身につける。	1通	90	3				○	○	○	○	○	○	○
49	○		柔道整復学実技Ⅰ	臨床で比較的高頻度にみられる骨折、脱臼について、それぞれの整復法および固定について実践的に学ぶ。	2通	90	3				○	○	○	○	○	○	○

50	○		柔道整復学実技Ⅱ	臨床で高頻度にみられる骨折、脱臼について、整復、固定を行う際に、自らリスク管理を行い、患者への対応、助手への指示が適切にできる能力を身につける。	3前	60	2			○	○		○	○	○
51	○		柔道整復学実技Ⅲ	頸部および上肢の外傷と整形外科的疾患に対して、鑑別し、各疾患の病態を理解し、適切な処置を行えるよう、的確な理学検査ができ、必要な検査を説明する力を養う。	2通	76	2			○	○		○		
52	○		柔道整復学実技Ⅳ	頸部および上肢の外傷と整形外科的疾患に対して、的確な理学検査を実施し、必要な検査を説明し、適切な治療法を選択できる力を養う。	2通	76	2			○	○			○	
53	○		柔道整復学実技Ⅴ	腰部および下肢の外傷と整形外科疾患に対し、鑑別をし、病態を理解し適切な処置を行えるよう、各種理学検査や検査法を必要に応じて行い、説明できる力を養う。	2通	76	2			○	○			○	
54	○		柔道整復学実技Ⅵ	科学的根拠に基づいた医療を展開できるようにするために、これまで学習してきた基礎医学と臨床系医学を包括的に学習する。また論理的な思考に基づいて鑑別・判断や施術ができるように臨床系医学の症状や所見について基礎医学的な観点から学び理解	3後	46	1			○	○			○	
55	○		柔道整復学応用実技Ⅰ	近年、問題意識が高まりつつある高齢者の外傷について学ぶ。高齢者外傷では、軽微な受傷機転や軽微な症状であっても、致命的な損傷を負っていることがある。また、損傷は軽微でも致命的になることが珍しくない。高齢者の外傷に対する注意点と、予防方法について学習する。	2後	18	1			○	○			○	
56	○		柔道整復学応用実技Ⅱ	競技者のサポートも近年では柔道整復師がその役割を担う事が多くなってきている。競技者が外傷を得た場合、一度の治療で完治せず何度も来院するようになることは競技者にとっても、柔道整復師にとっても望ましくない事である。この授業では治療・施術だけではなく、予防対策を学び実践で	2後	18	1			○	○			○	
57	○		臨床実習Ⅰ	柔道整復師が関わる可能性がある病院、整骨院、高齢者施設、スポーツ現場などで、どのような活動が行われているのか学び、また、そこで必要とされる評価技術、患者対応について学ぶ。	1通	45	1			○	○	○	○		
58	○		臨床実習Ⅱ	これまで履修した専門基礎分野・専門分野科目群で修得した知識をもとに、患者などの対象者との接触を通じて、対応能力と評価能力を向上させる。また、社会的マナーやTPOに応じたコミュニケーション能力を	2通	45	1			○	○	○	○		
59	○		臨床実習Ⅲ	これまで履修した専門基礎分野・専門分野科目群で修得した知識をもとに、患者などの対象者との接触を通じて、対応能力と評価能力を向上させる。また、接骨院で実施する評価を学ぶと共に治療に必要な固定法	2通	45	1			○	○	○	○		
60	○		臨床実習Ⅳ	これまで履修した医学、柔道整復学全般にわたる知識と技術、臨床評価実習で習得した評価の実践能力を駆使して治療計画をもとに、総合実習を実施する。臨床実習指導者の施術を見学、補助し、治療計画と治療	3通	45	1			○	○	○	○		
61	○		評価学	柔道整復師に不可欠な運動器評価とバイタルサインについての理論を学び、実技練習を通して評価の基本を身につける。		48	2	○			○				○
62	○		整復力学	整復や運動指導等に必要な、物理学の基礎を学ぶ。		26	1	○						○	

63	○		整復解剖学Ⅰ	柔道整復師にとって筋骨格系に関する解剖学は基本的知識であり、さらに臨床場面においては患者の評価および治療に際し、単なる知識としてではなく、その解剖学知識を触診技術に反映させることが重要である。この科目では、解剖学にて学習した筋解剖学の知識を基に、実際の人体では「どの部位に当たるか」また触診技術として「どのように触るか」といった技術学として学習する。合わせて、各骨格筋の機能について、関節運動学および病理学もふまえて	1 後	50	2	○		○		○	
64	○		整復解剖学Ⅱ	柔道整復師にとって筋骨格系に関する解剖学は基本的知識であり、さらに臨床場面においては患者の評価および治療に際し、単なる知識としてではなく、その解剖学知識を触診技術に反映させることが重要である。この科目では、解剖学にて学習した体幹および下肢帯にける筋解剖学の知識を基に、実際の人体では「どの部位に当たるか」また触診技術として「どのように触るか」といった技術学として学習する。合わせて、各骨格筋の機能について、関節運動	2 前	26	1	○		○		○	
65	○		救急法	日常生活およびスポーツイベント、野外活動等において起こりうる病気やけが、事故に対して、その予防的な考え方や、要救助者に何が起きているのか観察する力と対処について、実践的に学習していく。	3 前	24	1	○		○		○	
66	○		スポーツトレーナー演習	スポーツ現場におけるトレーナー活動や、スポーツ選手に対する治療に必要なスポーツ医学の基礎的知識と技術を学ぶ。	2 通	76	3		○	○		○	○
67	○		パーソナルフィットネストレーナー演習	スポーツ現場におけるトレーナー活動や、スポーツ選手に対する治療に必要なスポーツ医学の基礎的知識と技術を学ぶ。	2 後	40	2		○	○		○	○
合計				67科目	3056単位時間( 119単位)								

卒業要件及び履修方法	授業期間等	
卒業要件は、3年以上在学し、基礎分野14単位、専門基礎分野42単位、専門分野51単位、指定規則外科目12単位の合計119単位を修得しなければならない。履修方法については、教育内容すべての科目が必修科目となっている。	1 学年の学期区分	2 期
	1 学期の授業期間	20 週

(留意事項)

- 一の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち二以上の方法の併用により行う場合については、主たる方法について○を付し、その他の方法について△を付すこと。
- 企業等との連携については、実施要項の3(3)の要件に該当する授業科目について○を付すこと。